

京都市告示第371号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年10月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
大原25号線	左京区大原小出石町73番地の1地先から 同町73番地の2地先まで	旧	メートル 11.10	メートル 3.67 ~ 3.80
		新	11.10	3.84 ~ 3.88
山科御陵経9号線	山科区御陵大津畑町16番地の3地先内	旧	75.80	1.70 ~ 2.20
		新	75.80	2.91 ~ 4.53
山科御陵経13号線	山科区御陵四丁野町61番地の1地先から 同町61番地の4地先まで	旧	42.40	1.30 ~ 1.35
		新	42.40	1.50
山科御陵緯18号線	山科区御陵四丁野町61番地の4地先から 同町61番地の1地先まで	旧	14.80	4.60 ~ 4.80
		新	14.80	6.10 ~ 7.90
不明門通	下京区玉屋町520番地先内	旧	12.60	3.75
		新	12.60	3.86 ~ 3.90
吉祥院経3号線	南区吉祥院西ノ庄西中町24番地の7地先 から 同町25番地の4地先まで	旧	31.30	3.85 ~ 3.90
		新	31.30	6.01 ~ 6.05

久世53号線	南区久世中久町686番地先内	旧	0.50	12.40
		新	0.50	12.40 ~ 12.90
久我11号線	伏見区久我西出町9番地の2地先から 同町9番地の1地先まで	旧	29.10	6.00 ~ 6.02
		新	29.10	9.00 ~ 9.03

(建設局土木管理部道路明示課)